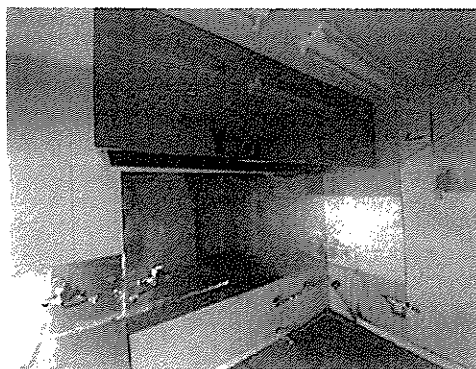
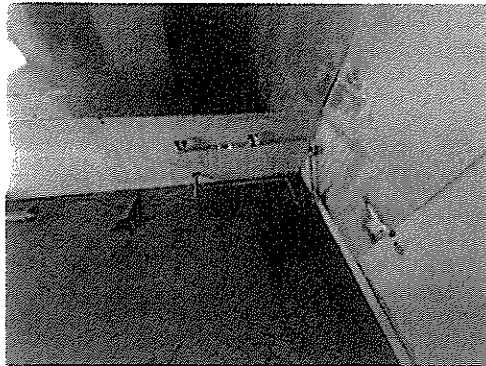
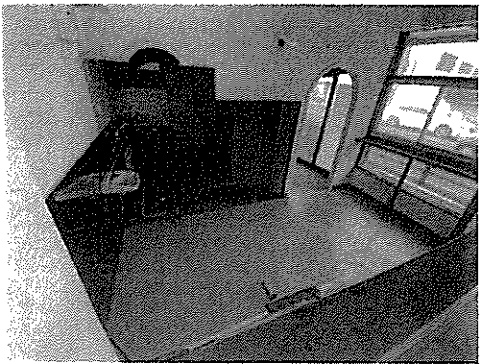
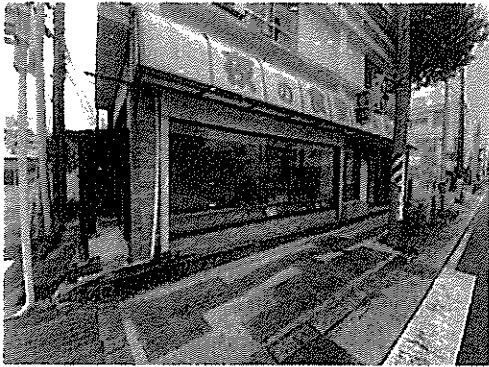
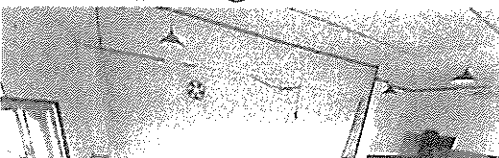




< 改修前② >



事務所設置場所の選定理由について

本事務所の設置場所については、与那原町内において複数の物件を確認・検討しましたが、現時点で継続的な事務所運営が可能な条件を満たす空き物件が極めて限られている状況でした。

具体的には、

- 事務所として使用可能な規模
- 来訪者への対応が可能な立地
- 継続的に負担可能な賃料水準

といった条件を満たす物件がほとんどなく、仮に空きがあった場合でも、賃料が高額であり、長期的な運営を考えると現実的ではないケースが多く見受けられました。

そのような状況の中で、本件の物件は、与那原町内での活動拠点として必要な条件を満たし、かつ賃料面においても継続的な事務所運営が可能な範囲であったことから、総合的に判断し選定したものです。

以上の理由により、本場所に事務所を設置することといたしました。

宛当組合・政務証 以外が含まれるので案分

事務所費

政務事務所用看板

看板（ミンサー柄）政務外

258,500 - 20,000（政務外）= 238,500 -

領 収 証

No. _____

登録番号 T1810776343365

令和 8 年 3 月 4 日

金額		百		千		円
	7	2	5	8	5	0

上記金額確かに領収致しました

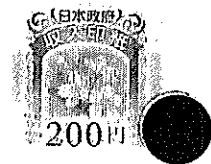
内訳 消費税抜き金額

	百		千		円
--	---	--	---	--	---

消費税額 10%

	千		円
--	---	--	---

但し 看板工事代金として



係 印



香工芸

〒901-1111 南風原町字兼城458-5
TEL (098) 889-6078
FAX (098) 889-8482
E-mail: hidemori@d9.dion.ne.jp

看板代 258,500円

様 送信元-与那原町上下水道課
 充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

調定収納一覧表 (令和 7年 4月 ~ 令和 8年 1月)

作成日: 令和8年4月2日

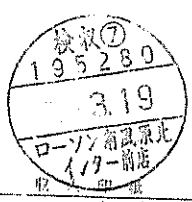
水栓番号 10-160-00 004	検針順序 0010-00142-000	郵便番号 901-1301
使用者氏名 徳田 将仁	送付先住所	収入先 301 自主納付
設置場所 字与那原 3 1 7 1 番地	用途	口径
電話番号	メータ番号	
	変更日	
	変更前	
	変更後	

調定年月 検針日 区分	指針 上水量	基本料金	超過料金	消費税	使用料金	合計料金	収納日 収納額	還付対象額 入回 未納額
	井戸指針 下水量	下水基本料金	下水超過料金	メータ使用料 下水消費税 下水メータ使用料	下水使用料金		口座消込日	検針備考
R 7. 8	208	2,096	0	209	2,305	2,305	R 7.10. 6	0
R 7. 8.28	0			0			2,305	
通常	0	0	0	0	0		R 7.10. 3	
R 7. 9	208	2,096	0	209	2,305	2,305	R 7.11. 6	0
R 7. 9.26	0			0			2,305	
通常	0	0	0	0	0		R 7.11. 5	
R 7.10	208	2,276	0	227	2,503	2,503	R 7.12. 3	0
R 7.10.27	0			0			2,503	
通常	0	0	0	0	0		R 7.11.18	
R 7.11	209	2,276	0	227	2,503	2,503	R 8. 1. 7	0
R 7.11.28	1			0			2,503	
通常	0	0	0	0	0		R 7.12.22	
R 7.12	209	2,276	0	227	2,503	2,503	R 8. 1.28	0
R 7.12.25	0			0			2,503	
通常	0	0	0	0	0		R 8. 1.15	
R 8. 1	209	2,276	0	227	2,503	2,503	R 8. 3.10	0
R 8. 1.28	0			0			2,503	
通常	0	0	0	0	0		R 8. 2.20	

	基本料金	超過料金	メータ使用料	消費税	使用料金	合計料金	収納額	未納額
	下水基本料金	下水超過料金	下水メータ使用料	下水消費税	下水使用料		還付対象額	
合計	13,296	0	0	1,326	14,622	14,622	14,622	0
	0	0	0	0	0		0	

充当割合:政務活動 のみ全額充当

事務所費

電気料金領収証															
沖縄電力株式会社					登録番号 T3360001008565										
R 8 年 3 月分		料金算定期間 2月 9日 - 3月 8日			ご検用量 102 kWh										
金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円						
						3	1	7	6						
<table border="1"> <tr> <td>電 気 番 号</td> <td>ご契約種別</td> <td>所得割徴収率(10%) 円</td> </tr> <tr> <td>25102- 37-1-3</td> <td>グッドバリ</td> <td>288</td> </tr> </table>										電 気 番 号	ご契約種別	所得割徴収率(10%) 円	25102- 37-1-3	グッドバリ	288
電 気 番 号	ご契約種別	所得割徴収率(10%) 円													
25102- 37-1-3	グッドバリ	288													
<table border="1"> <tr> <td>ご依頼人</td> <td>徳田 将仁 様</td> </tr> <tr> <td>ご使用場所</td> <td>与那原町字与那原 3171 瑞慶村店舗 1F</td> </tr> <tr> <td>ご契約者</td> <td>徳田 将仁 様</td> </tr> </table>										ご依頼人	徳田 将仁 様	ご使用場所	与那原町字与那原 3171 瑞慶村店舗 1F	ご契約者	徳田 将仁 様
ご依頼人	徳田 将仁 様														
ご使用場所	与那原町字与那原 3171 瑞慶村店舗 1F														
ご契約者	徳田 将仁 様														
支払期日(上記参照)					R 8 年 4 月 8 日										
金融機関取扱い期限日					R 8 年 4 月 17 日まで										
コンビニ等取扱い期限日					R 8 年 4 月 28 日まで										
備 考					日 附 印										
															
(A) お客さま控															

領収証は、大切に保管してください。

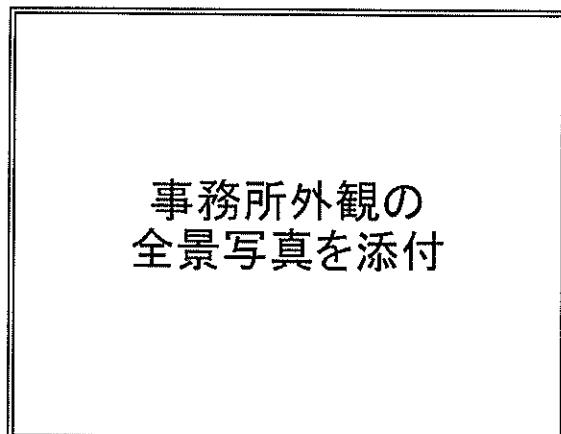
事務所費充当状況申告票

議員名 徳田将仁

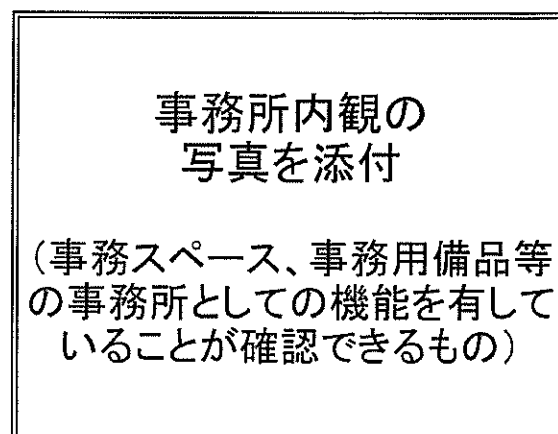
1. 事務所の状況

住所	沖縄県島尻郡与那原町字与那原3171番地 瑞慶村店舗1階
----	------------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動専用としており、全額充当割合とする。

(関係経費)

家賃(月額)	80,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	80,000 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

徳田将仁



事務所概要申告票

議員名

徳田将仁

1. 物件の所在

住所	沖縄県島尻郡与那原町字与那原3171番地 瑞慶村店舗1階
電話番号	

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所
☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

☒ 専用事務所
☐ 賃借事務所
・賃借契約先 []
・所有者 ☐ 親族(続柄:) ☐ 関連会社 ☒ 第三者
・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☐ 議員と生計別

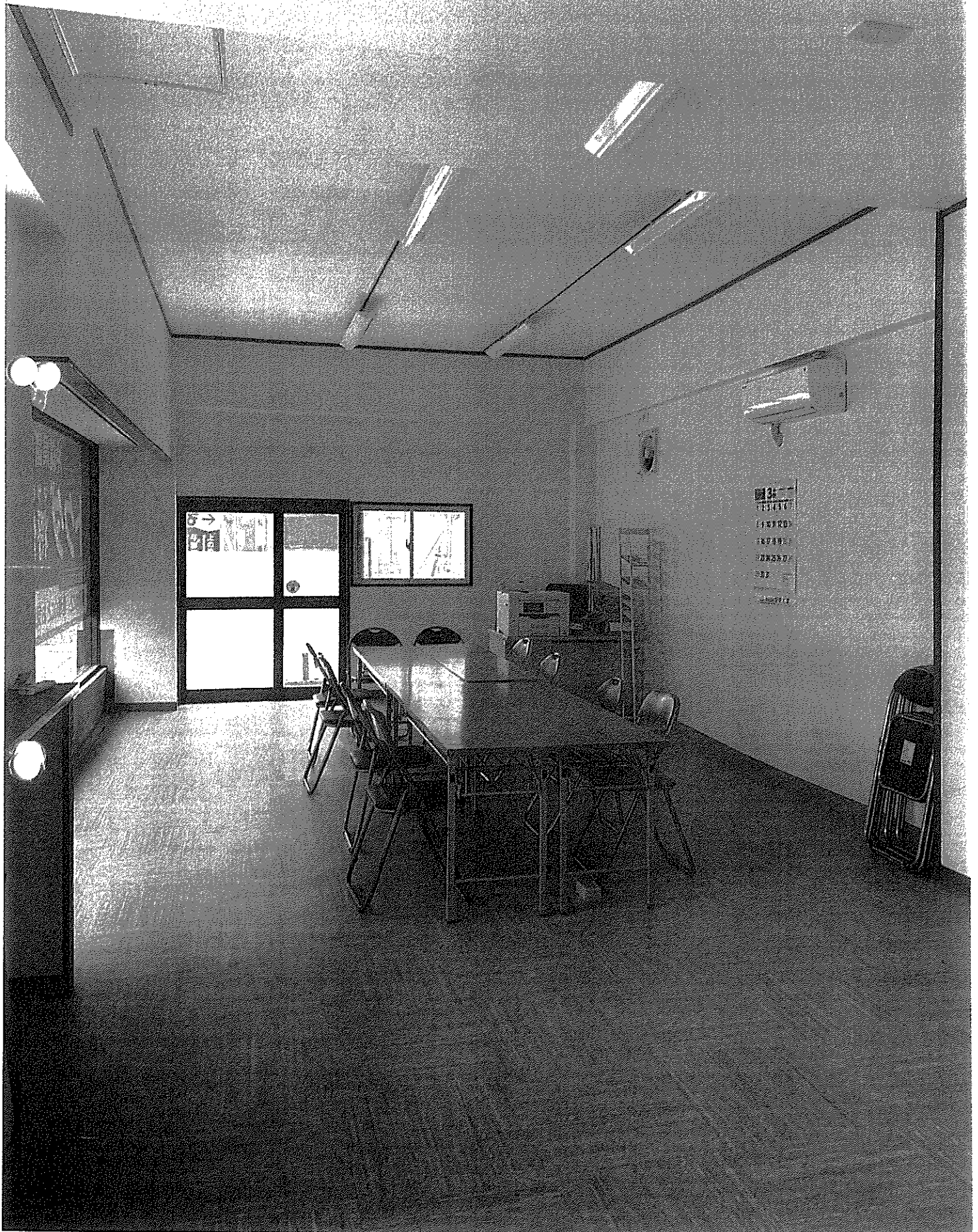
事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

徳田将仁

賃借人 氏名 住所 











事業用建物 賃貸借契約書

貸 主

様

借 主

徳田 将仁

様

定期建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	瑞慶村店舗 1F		
所在地(住居表示)	与那原町字与那原3171番地		
構 造・規 模	鉄筋コンクリートブロック造陸屋根3階建て		
用 途	事務所		
契 約 面 積	1 階部分	58.88	m ²

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間

始期	2025 年 8 月 4 日 から	4 年 月間	目的物件の引渡日
終期	2029 年 8 月 3 日 まで		2025 年 8 月 4 日
契約終了の通知をすべき期間	2028 年 8 月 3 日 から		2029 年 2 月 3 日 まで
本契約は借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約であり、更新のない建物賃貸借契約のため、期間満了により終了します(ただし、貸主・借主双方の合意により再契約することはできます)。			

(4) 賃料等

賃 料	月額	80,000 円	(内消費税等	円 ・ 税率	%)
共益費(管理費)	月額	円	(内消費税等	円 ・ 税率	%)
保証金(敷金)		円	賃料の	ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引					
		円			円
礼 金	円				
賃料等の支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う			
	☒ 口座振替 ☐ 振替手数料は借主負担				
	振込先金融機関名・支店名			口座種別	普通
	口座番号		口座名義人・フリガナ		
	振込手数料負担者	借主	持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

(6) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者	商号または名称	株式会社USEN	電話	0120 (358) 107
	所在地	宜野湾市真志喜2-25-5		
	家賃債務保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣	第	号

(7) 中途解約に関する事項

中途解約の可否	☒ 貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます(ただし、貸主からの解約は正当事由がある場合に限られます)。 ☐ 本契約は中途解約をすることができません
---------	--

特約条項

- 1、本物件の契約に際し乙は、前契約者からの物件内外設備の設備、備品、工作設置物、看板等を引継ぎ乙の所有物とする。なお乙は、本物件の補修や修繕、維持管理、処分及び取替等、並びに契約解除時の原状回復の責を負うこととする。
- 2、本物件の契約に際し甲は、現状のまま引き渡しを行い又、乙の費用で本物件の諸修繕を行うことに同意する。
- 3、令和7年8月、9月、10月分の賃料は80,000円の半額40,000円とし、11月分賃料から80,000円とする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和7年 8月 / 6日

貸主 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

借主 住所 与那原町 [REDACTED]
氏名 徳田将仁 電話番号 [REDACTED]

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	☒ 媒介・ ☐ 代理	取引態様	☐ 媒介・ ☐ 代理
免許証番号	沖縄県知事 (4) 第 4026 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	沖縄県島尻郡与那原町与那原3628-6	事務所所在地	
商号	株式会社 Eプロジェクト	商号	
代表者等	座波 一起	代表者等	
登録番号	(沖縄) 第 8988 号	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[REDACTED]	宅地建物取引士	

不動産賃貸借契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」といいます。)について、以下の条項により借地借家法(以下「法」といいます。)第38条に規定する定期建物賃貸借契約(以下「本契約」といいます。)を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

- 2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がありません。ただし、貸主および借主は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」といいます。)をすることができます。
- 3 貸主は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6月前までの間(以下「通知期間」といいます。)に借主に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとします。
- 4 貸主は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を借主に主張することができず、借主は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができます。ただし、貸主が通知期間の経過後借主に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6月を経過した日に賃貸借は終了します。

(賃料)

第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。
- 3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。
 - 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
 - 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」といいます。)に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

- 2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。
- 4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金(以下「保証金等」といいます。)を貸主に預託するものとします。

- 2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。
- 3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てる

ことができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充てることを請求することができません。

- 4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。
- 5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。
- 6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第26条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(借主の負担すべき費用)

第7条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第8条 頭書(4)記載の賃料等の金額には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)を含むものとします。

- 2 本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、借主は、貸主に対し、変更後の消費税率に従った金額を賃料等として支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第9条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第10条 貸主および借主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
 - 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第11条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。